

博物館学芸員養成課程講義における報告

—博物館概論をもとに—

Report in museum curator training course lectures the subject of introduction to museum

橋本唯子

HASHIMOTO YUIKO

和歌山大学教養・協働教育部門 准教授

Abstract

From 2020 to 2021, when it became an on-demand remote course, to 2021 when it became a face-to-face course, PBL-oriented tasks and feedback were lectured in the Introduction to Museum based on the results and challenges of the previous year. This paper shows these results.

Keywords: 博物館学芸員資格取得科目 博物館概論 PBL 課題提示 双方向型
博物館における学びの意義

1. はじめに

2020年度、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本学で実施された遠隔授業のうち、博物館学芸員資格取得に関する科目の開講についての検討を拙稿において行った（以後拙稿1と略す）¹。2021年度は引き続き同感染症の影響を受け、緊急事態宣言期間の延長に伴って、4月26日から予備日を含む6月12日まで全授業が遠隔（オンライン）での実施に切り替えられた²。その後対面授業が再開されたものの、同感染症の感染拡大は予断を許さない状況が続き、改めて履修生・教職員はさまざまな困難を強いられることとなった。10月1日から開始された後期授業は、同感染症の罹患者減少などを背景として対面授業が実施されているが、講義室内での換気の実施や間隔を開けた履修者の配置など、依然として感染予防策をとったものとなっている³。

そこで本稿では、「博物館概論」を例に、博物館学芸員資格取得に関する科目にお

けるこの2年間の科目開講状況とその効果の一部を検討することとする。

なお、本稿執筆段階では2021年度博物館概論は未了である。あくまでも検討段階であり、閉講後の学生アンケート集計などによって、学生の理解度や課題などを把握し、新たな改善を図る必要がある。

2-1. 博物館概論とは

ここではまず、博物館概論という科目について概要を記すこととする。

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第2次報告書「学芸員養成の充実方策について」所収、(別紙2)「大学における学芸員養成科目の改善」によると、博物館概論のねらいは「博物館に関する基礎的知識を理解し、専門性の基礎となる能力を養う」ものであり、主な内容は「○博物館学の目的・方法・構成」「○博物館の定義」「○博物館の歴史と現状」などとなっている。

また、『博物館学Ⅰ 博物館概論*博物館資料論』には、博物館概論の概要は「・博物館の使命は何か ・博物館の果たす役割はどのようなものか ・社会にとっての博物館の存在価値は何か」といった「博物館の存在性や歴史を解明する」こととある⁴。

このようにみて、博物館概論は博物館に関する基礎的な知識を養うとともに、博物館の存在意義を多様な視点から探り、受講者の理解を深めるための科目であると整理することができる。

新しい情報として、2019年に日本で初開催されたICOM(国際博物館会議)京都大会について初回授業で示した。

その中で「Museum」定義の見直し(ICOM規約改正)が議論されたこと、現行定義および新たな定義案について英文を提示し、否決ではなく延期賛成が決定されたことを伝えている⁵。この点は、学生のそもそも「博物館とは何か?」という起点となる疑問に対して大きな示唆を与え、以後の授業において反芻される格好の題材となった。

また初回授業後に「ICOMの「博物館の再定義案」について、あなたはどのように考えますか?」と提示したところ、「この世界には自分の文化以外を受け入れることに抵抗感を植え付ける社会通念が存在している。それは、宗教のタブーや、個人的に抵抗のある行動など多岐にわたっている。自分の理解が及ばない世界を受け入れるまではいかなくとも、存在を認識することの出来る社会を作ることの出来る博物館があればいいなと思った。」というリアクションが寄せられた。

2-2. 2020年度・2021年度における博物館概論の講義形態

2020年度の博物館概論は、オンデマンド型遠隔授業とteamsによるグループワー

クを実施した。一方、2021年度博物館概論は、断水の影響を受けた初回を除き、対面授業を実施している。2021年度は、前年度オンデマンド型遠隔授業における成果と課題を反映した授業改善を実施した。具体的には提示する課題についてより「多角的な視点」を意識した内容にすることおよびそれらの推奨と、フィードバック対応である。特にフィードバック対応に関して、2020年度は質問から返答までにタイムラグがあったことへの不満が寄せられていた。これについてはオンデマンド型遠隔授業から翌週開かれる対面授業となり、質問に迅速に対応することができたことで解消されたと考えられる。

3-1. 課題の提示方法 PBL

2020年度実施したオンデマンド型遠隔授業における成果と課題について、拙稿1から、課題については提示方法を工夫することによってある程度教育的効果が期待できることが明らかとなった⁶。2021年度はこれらを踏まえ、双方向型の授業を念頭に置いて、例年実施していたリアクションペーパーへの記述内容に具体的な問いを付加したものを試行した。

2021年度において特に心がけたのは、多角的な視点で検討する有効な手段であるPBL（問題解決型学習）による課題提示である。溝上慎一はPBLを、「実世界で直面する問題やシナリオの解決を通して、基礎と実世界とを繋ぐ知識の習得、問題解決に関する能力や態度等を身につける学習のことである」と定義している⁷。これを踏まえ、博物館が社会に広がるさまざまな課題とどのように向き合う施設であるべきか、各自広範な意見をもつことを推奨する指導を行った。またその際、「なぜそのように考えますか？」と根拠を加筆させる問いを加えることで、書き手に論理的説明を意識させた。

3-2. 提示した課題の内容1 「パルテノン・マーブル」

ここで2021年度博物館概論において提示した課題内容と、それに関する学生からの問いや反応について示す。

欧米における博物館の嚆矢として主に提示されるのは、「脅威の部屋」(Wunderkammer)である。これはルネサンス期に流行した、大いなる富と知識に基づいた私的なコレクションであり、「人々は新しいもの、未知のものへの好奇心を募らせ」、それらは「学者ばかりでなく、一般民衆もそれらに強い関心をも」たせるようになったとされる⁸。

やがてこのようなコレクション収集は、ヨーロッパの国々が帝国主義の時代を迎え、「当時の圧倒的な力の差を背景に植民地あるいは占領地の人びとの同意を得ることなく不当に本国に」文化財を持ち去るという動向をうみ⁹、現在にも種々の禍根を

残す「文化財返還問題」を惹起することとなった¹⁰。

博物館概論ではこの文化財返還問題のうち、代表的な「パルテノン・マーブル」について主に紹介した。これは、トルコ大使を務めたイギリスの外交官、エルギン（7th Earl of Elgin and 11th Earl of Kincardine, Thomas Bruce Elgin）が自国に持ち去った、パルテノン神殿の彫刻などのことである¹¹。これらは現在大英博物館に収蔵されており、「大英博物館は世界に現存しているパルテノン彫刻の約半分を所蔵しており、残り半分がアテネにある」状態である¹²。授業では、パルテノン・マーブルの歴史的経緯と、イギリスおよびギリシャの主張を伝えた。

当該回における問いは、「「パルテノン・マーブル」は、どこに、どのようにあるのが適切だと考えますか？」とした。これに関する学生からの回答について、まず数値としては、「ギリシャにあるべき」が37、「イギリスにあるべき」が30、その他が17となった。ここでは問いにおいてギリシャかイギリスかという二者択一を示していない。そのため、「折衷案として、半分になっている像などは修復して大英博物館に保存し、大英博物館にあるパルテノン・マーブルはそのままにする。そしてそのうえで大英博物館から何かしらのイギリス所蔵の展示物をギリシャ側へ貸し出すのはどうかと考えた。」といった自由な意見もみられた。

また、ギリシャにあるべき、イギリスにあるべき両意見中注目すべきものを下に示す。

（ギリシャにあるべき）「博物館の再定義案には博物館は「地球全体の幸福に寄与することを目的とする」と書かれており、立地等を考えるとこの目的を達成しやすいのはギリシアの博物館よりロンドンにある大英博物館であるからです。」

（イギリスにあるべき）「ギリシャ側が諦めれば「パルテノン・マーブル」という一種の社会問題は解決する。しかし、大英博物館にはそれ以外にも、他国から略奪した展示品がありそれらの問題は解決しない。つまり、大英博物館はそれ自体が社会問題を抱えているのである。このことは、現在の前述のような再定義案に目が向けられるようになった時代においては、もはや「博物館」として不適切なものとなると考えた。よって、大英博物館がこれからの「博物館」としてあるならば、パルテノン・マーブルはギリシャに返還するべきである。」

ここでは、既述した ICOM の「Museum」再定義案を背景として、それぞれ異なる議論が展開されている。いずれにせよ初回授業内容を踏まえていることを指摘しておきたい。

また、これらのリアクションを確認した学生から、さらに以下のような意見が寄せられた。

「パルテノン・マーブルに関してのみんなの意見がどれもよく考えられていて、ギリシャが所持するべきという案も、イギリスが所持するべきという案も、どち

らも納得できるなと感じた。」

なお、当該問題に関してイギリスおよびギリシャ双方の主張は平行線をたどっており、新アクロポリス博物館の開館（2009年）や、ロンドンオリンピックの開催（2012年）など、大々のニュースとともにいくつかの機運はみられるものの、結論には至っていない。「補足関係にある破片を交換、例えば「永久貸与」の形で交換すれば、必ずや両博物館にとって有意義であろう」という（奇しくも既述学生と同じ）研究者の提案に対し、大英博物館は「「永久に貸与するという言葉は存在せず、よしあるとしても、大英博物館はいかなる所蔵品もその対象とすることは、法律により禁じられている」と述べると共に、ほかの代表団を引き連れて、まさに椅子を蹴るようにして、退場してしまった」のは1982年のことであり、以降大英博物館側の強硬な姿勢はほとんど変わっていない¹³。その理由として、ルーブル美術館など世界の大規模美術館が連盟して署名した「普遍的博物館の重要性と価値に関する宣言」（2002年）があることは理解できるが¹⁴、せめて両国が、「みんなの意見」に耳を傾ける姿勢を持つよう祈念するばかりである。

3-3. 提示した課題の内容2 「博物館は（必要最低限度）儲けるべきか」

博物館概論の授業内容として、2003年改正地方自治法の施行にともなう指定管理者制度の導入について触れることは、諸種教科書にも多く示される通りである¹⁵。制度導入の意図は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図る」ものである¹⁶。

そのメリットは、競争原理の導入によるコストダウンや対応技術の向上などが指摘される。一方、課題として「(1) 管理委託制度から指定審理者制度への切り換えの問題」「(2) 指定期間の開題」「(3) 博物館の機能と役割の問題」などがあげられている¹⁷。また、「経費の節減などを図る」と通知されているが、指定管理者制度の元で経営者が経費節減を成功させるには、短期的には人件費を減らすことが目指され、結果として被雇用者の低賃金を前提としなければならない¹⁸。これらの現状を背景として、学芸員の非正規雇用問題が新しい深刻な問題として提起されている¹⁹。

このような指定管理者制度をテーマとした授業後、受講者に対して以下の問いを提示した。

あなたは、「博物館は（必要最低限）儲けるべきだ」という意見をどう考えますか？なぜそのように考えますか？

上記にかかる学生からのリアクションのうち主なものは以下のものであった。

（儲けるべき）「1つは展示物を維持するのに費用が必要となるからである。展示物は貴重な文化財として現代の我々が大切に保持していくべきだと考える。2

つは、より博物館で展示を鑑賞する際に盛り上がるための装飾や、ガイドにお金をかけるべきだと考える。」「儲けを得ることで文化が継承されるのであれば博物館は儲けを得ても良いのではないかと考える。」「災害による博物館の被害も考慮しなければならないことに気づき、より入館料は有料にするべきだと感じた。経営が不安定だと、何かあった時への備えだけではなく、建物の設備も整えることが出来ないからである。」

必要最低限度儲けるべきとする意見が多く、またその根拠も具体的かつさまざまな状況を鑑みた結果のものであることが理解できる。一方で、「博物館は無料であるべきかどうか」を問うた回では、「博物館は無料であるべきであると思う。ICOMの提議案には「すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な権利を保証する。」と書いているからである。」として、ICOMの「Museum」再定義案から検討する意見もみられた。ここでも初回の授業内容を踏まえた意見が見受けられる。また指定管理者制度のさらなる展開のひとつとして民営化を伝えたところ、2021年10月に発生した水管橋崩落を踏まえた公営と民営の賛否を示すものもあった。

この問いについて、逆に教員の意見を求めるものもあり、こちらからは博物館法によって但し書きを除くと「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」と規定されていることを伝える契機となった²⁰。

3-4. 課題提示に関する小括

このように、2021年度博物館概論では、授業内容に則した、答えが一つではなく、ゆえに正解を示すことも困難である問いを各回で提示した。またそれらを次回にフィードバックし、各自が多様な意見を目にしながさら意見交換を行った。フィードバックについては、他の受講生の意見を知る機会になったと肯定的に評価する声を複数回にわたって得ることができた。受講者数の多い大講義室であり、対面授業とはいえ、活発に議論することも困難である状況下において、このような手段は受講者の理解を深めることに有効であったといえよう。

また課題は授業後2日以内程度でシステム上に提出させ、それを締め切る方法をとったところ、問いについて「弟にも意見を聞いてみました」、「私の家族内でも様々な意見が出て、大変興味深かった」などとするものがあり、学生間のみならず多様な意見を傾聴する手段となったようすもうかがわれた。

なお、全面的に遠隔授業となった昨年度から、このような問いを示す課題提示を試行的に実施してきたが、受講者側において課題提出に慣れたようすが見受けられたことと、それによるフィードバックが対面で行われることは一定の効果があったものと考えられる。

4. おわりに

博物館とは何か。なぜ博物館は社会に存在する必要があるのか。ことに文化行政にかかる予算縮小の嵐が吹きすさぶなか、博物館はこの問いに答える必要があり、また受講者はさまざまな課題を理解しつつこれらに対する所論を各々見いだしていく。博物館概論はそのための授業と言ってよい。

PBL を活用した問いの提示とそれらのフィードバックは、この2年間の試行錯誤において探求した方法のひとつではあるが、それらがどれほどの教育的効果をもたらしたのか、数値によって示すことは困難である。今後も継続して進め、取り組んでいくべき課題である。

ただし、指摘してきたように、初回授業内容で示した ICOM の「Museum」再定義案が複数回におよんでリアクションに反映されていることが明らかである。初回授業はオンデマンド型遠隔授業が実施されており、学習内容の理解について一抹の不安を持っていたが、当該授業での経過をみる限り、後の授業で反映されていることが判明した。期せずして対面との並行となったことで、オンデマンド型遠隔授業の効果も捉えることができたといえよう。

さらに、対面授業によって受講者の意向がはやく認識できたこと、受講者間の多様な理解が深まりやすかったことも改めて指摘しておきたい。

最後に、日本博物館協会が示す「博物館の望ましい姿」から一文を引用する。

日本博物館協会「博物館の望ましい姿」2003年

③知的な刺激や楽しみを人びと分かちあい、新しい価値を創造する博物館（コミュニケーション）博物館は人びととの対話とさまざまなサービスの提供を通して、人びとの自主的な学習の場となり、生涯学習社会の一翼を担う。そのために、博物館は資料の価値とそれに伴う情報をわかりやすく人に伝え、知的な刺激を共有し、ともに学び、楽しみを分かち合う。この活動の結果、資料から新しい価値が創造され、博物館が公共の財産として成長し発展していくための基礎となる。

博物館の活動において、「人びととの対話」が重視されるべきことは、ICOM の「Museum」再定義案文中に「critical dialogue」の一語が含まれていることから把握できる。「ともに学び、楽しみを分かち合う」活動が、博物館成長の基礎となる。

コロナ禍が今後も予断を許さない状況が続くことが想定されるなかで、どのように「対話」を維持しつつ、ともに学んでいくべきか。博物館活動が困難を極めるなかで、大きな課題であるといえよう。

注

¹ 橋本唯子「2020 年度博物館学芸員養成課程講義にかかる動向 1—博物館教育論を題材として—」（『和歌山大学クロスカル教育機構研究紀要 2』所収）

² 「緊急事態宣言発令に伴う遠隔授業への切替の予告について（通知）」（2021年4月23日付け）

³ なお、2021年10月3日に発生した六十谷水管橋の崩落による断水にともなって、10月5日および6日が休校、7日から13日まで遠隔授業が実施された。

⁴ 大堀哲 水嶋英治編著『博物館学 I 博物館概論 * 博物館資料論』（学文社、2012）。

⁵ ICOM 京都大会の概要および新たな「Museum」定義案については、栗原祐司「第25回国際博物館会議（ICOM）京都大会の成果と課題」参照。以下上記を基に参考として定義案原文を記載する。

Museums are democratising, inclusive and polyphonic spaces for critical dialogue about the pasts and the futures. Acknowledging and addressing the conflicts and challenges of the present, they hold artefacts and specimens in trust for society, safeguard diverse memories for future generations and guarantee equal rights and equal access to heritage for all people.

Museums are not for profit. They are participatory and transparent, and work in active partnership with and for diverse communities to collect, preserve, research, interpret, exhibit, and enhance understandings of the world, aiming to contribute to human dignity and social justice, global equality and planetary wellbeing.

なおこの提議案に対しては、本文中で引用したもの以外にも、現行定義にある「教育」という語が欠如した点や、定義することでかえって多様な価値観の枠組みを狭める恐れを指摘したものなど、初回でありながら多くの視点を受講者から得ることができた。

⁶ 拙稿 1、対策としては「フィードバック対応」「図書館利用を前提としない課題」「課題内容の検討」を示している。

⁷ 溝上慎一 成田秀夫編『アクティブラーニングとしての PBL と探究的な学習』（東信堂、2016）

⁸ 『日本大百科全書（ニッポニカ）』「博物館」より。

⁹ 五十嵐彰『文化財返還問題を考える』（岩波書店、2019）

¹⁰ なお当該科目においては、文化財返還問題として他にもアイヌ民族遺骨問題および2020年に開業されたウポポイ（民族共生象徴空間）と同施設内の慰霊施設について示しているが、本稿では詳細は割愛する。

¹¹ 以前は「エルギン・マーブル」と呼称されていたが、ギリシャからの抗議があり、本稿では「パルテノン・マーブル」と称することとする。

¹² 朽木ゆり子『パルテノン・スキャンダル』（新潮社、2004）

¹³ 関隆志「文化財破壊批判—エルギン卿トーマス・ブルースのパル天恩神殿破壊を例として—」（『人文研究 大阪市立大学大学院文学研究科紀要』53-2）所収。

¹⁴ 佐藤創「イギリスにおける国立博物館の「入場無料」政策の維持と文化財返還請求をめぐって」（『海外研究員レポート』所収。宣言名は“Declaration on the Importance

and Value of Universal Museums”、大英博物館はここに加わっていない。またほかにも「パルテノン・マール」については、取得方法が違法であったと立証しがたいことなども朽木ゆり子『パルテノン・スキャンダル』において指摘されている。

¹⁵ 大堀哲 水嶋英治編著『博物館学 I 博物館概論*博物館資料論』(学文社、2012)ほか。

¹⁶ 「地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)」、2003年7月17日、総務省自治行政局長から各都道府県知事宛て。

¹⁷ 前沢和之「公立系歴史博物館と指定管理者制度『地方史研究』56(3)

¹⁸ 桧森隆一「指定管理者制度のビジネスモデル—民間企業による公立文化ホール経営の可能性」(文化政策提言ネットワーク編『指定管理者制度で何が変わるのか(文化とまちづくり叢書)』(水曜社、2004)所収)は、「岐阜県飛騨市の新設ホール」を例として指定管理者の収支をシミュレーションすると、「低賃金を覚悟すれば」「会社あるいはNPOを存続させるための間接経費」を営業利益から捻出することは不可能ではないが、「企業としての持続的発展(次の成長への原資として経営資源を蓄えるなど)は難しいだろう」と指摘している。

¹⁹ 菊地真「学芸員募集にみる非正規雇用の実態と労働環境」(『博物館研究』53-7所収)は、「国立、公立直営、私立の有期雇用者が10%台であるのに対し、指定管理館は34%に達」していて、「昨今の学芸員の採用募集は、明らかに非正規雇用に偏っている。非正規雇用の中にも違いがあるが、学芸員募集の大半が無期・常勤の正職員ではなく、数年間の雇用期間しか保証されていない事実は、極めて重い」としている。なお学芸員の非正規雇用問題は指定管理館のみならず、2020年の地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、「会計年度任用職員」制度が導入された公立博物館学芸員にもみられ、今後さらに深刻化する懸念が示されている。

²⁰ 博物館法23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。